

第6回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年5月29日（金）10時00分～12時00分

方 法：Web会議

出席委員：（6名）金井利之座長、磯崎初仁委員、大橋正春委員、高橋秀禎委員、谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長、服部富男副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枘屋武企画法務課長、袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、米澤明子主査、長谷川智史主任、松井祥嗣主任

傍聴者：13名

金井座長

皆さん、おはようございます。

ただいまより、第6回選挙区及び定数に関する在り方調査会を開催します。

本日は、岩崎委員、加藤委員は不参加の報告を受けています。

それでは、まずはじめに、5月15日に新たに三重県議会の議長と副議長に選出された日沖議長と服部副議長からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

日沖議長

改めまして、おはようございます。

今日はコロナ禍の中でWeb会議という形で、どうぞよろしくお願いいたします。私初めてご挨拶を申し上げますけれども、この度、三重県議会議長に選出されました日沖正信でございます。前中嶋議長に続いてお世話になりますけれども、どうぞよろしく何卒お願い申し上げます。

金井座長はじめ委員の皆さまには、昨年10月以降、現地調査も含めまして精力的に調査を進めていただいております。また3月には中間報告を取りまとめでいただきまして、ありがとうございました。本日から諮問事項の2つ目であり、選挙区及び定数に関する調査を本格的に進めていただくとのことでございまして、期待をさせていただいているところでございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響で、4月の会議が延期になるなどいたしまして、本調査会におきましても少なからず影響が出ておまして、当初8月とお願いをしておりました最終報告の取りまとめの時期ですけれども、どうしても影響するのではないかと懸念をさせていただいております。その点、後程委員の皆さんにご協議いただければとは思いますが、我々としましては、皆さまお忙しい中で大変恐縮でございますけれども、可能であれば、今年の秋には最終報告の取りまとめをお願いできればありがたいと考えているところでございます。本日は今年

度最初の会議となりますけれども、調査終了までどうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

金井座長

ありがとうございます。

服部副議長

改めまして、おはようございます。

この度、三重県議会副議長に就任をいたしました服部富男でございます。平素は大変お忙しい中、座長はじめ各委員の皆さまにおかれましては、本県の抱える選挙区及び定数に関する課題に係る調査にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本日の会議が従来の一室に会しての会議ではなく、Web会議での開催となりました。Web会議の開催に当たりましては、委員の皆さまには大変色々とお苦勞をおかけしたと聞いております。本当にありがとうございます。今後どのような形で会議が実施できるか、不確かな情勢ではありますが、本日のWeb会議のように、事務局といたしましても、調査への影響が最小限となるよう委員の皆さまのお知恵をお借りしながら、様々な方法を模索していきたいと思っておりますので、引き続きご協力いただきたいと思います。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

金井座長

ありがとうございます。

ただいま日沖議長さんの方からも、できれば秋までに最終報告というミッションを頂戴したなというところでございます。

さて、本日は初めてのWeb会議での開催となりますので、Web会議の進行について、事務局からご説明をいただければと思いますが、事務局、大丈夫ですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

それでは、Web会議の進行ということでございますけれども、事項書の方にホチキス留めのペーパーをつけてございまして、まず1枚めくっていただきますと、運営要綱が出て参ります。それをご覧いただきたいと思うんですが、従来は参集しての会議を想定した運営要綱としておりましたが、このWeb会議を想定した形で、第6条の定足数の規定等を見直しておりますので、この会議が正式な会議として成立することとさせていただきます。

それでは、2枚めくっていただきまして、Web会議の進行について（案）という資料をご覧いただきたいと思っております。今回事務局は、議事堂の方から参加をさせていただいております関係で、この会場を公開という形でさせていただいております。つ

きましては、傍聴者の方への配慮というふうな観点で、少し一般的なWeb会議とは違う形で整理をさせていただいたものでございます。ペーパーの方でございますが、まず1の全般といたしまして、①最初は全員がカメラをオンにさせていただいて、マイクをミュートにした状態、今の状態で考えております。

それから、②といたしまして、会議が始まった後、座長の指示によって、座長以外はカメラをオフにさせていただくと。これは、回線の都合で音声不良ということがありますので、それを避けるためでございます。ですので、この後ご協議いただいた上で、よろしければ座長の方からそういう合図をしていただくという形になります。

③でございますが、座長は常にカメラをオンにさせていただくと。発言者とか傍聴者の方から座長の反応が見える状態にさせていただくという趣旨でございます。

④といたしまして、チャットは基本的に使用していただかないということで、これは傍聴者の方からはチャットのやりとりが見られないということでございます。ただ、音声不通である場合などにつきまして、連絡手段として使っていただくのは差し支えないものと考えております。

次に2番の発言時でございますけれども、まず①といたしまして、意見がある場合にはカメラとマイクをオンにするとともに、「座長」と発声することで、発言の意思を示していただくと。手上げというか、そういう発言を示すような機能もあるんですけれども、それは傍聴の方にわかりにくいということもございますので、こういうふうな形で整理をさせていただきました。

②といたしまして、座長は発言者を指名する際は、傍聴者にわかるように、「〇〇委員」というふうな発声をお願いをしたいと思います。

それから、③といたしまして、指名されなかった委員はカメラとマイクをオフにさせていただく。座長から指名された発言者の方はまず名前を名乗って、発言を終える際には「以上で発言を終わります。」等、そういう意思表示をしていただくという形で考えております。説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。

今のご提案のWeb会議の進行について何かございますか。やってみて、色々な不具合が出るかもしれないんですが、試行的に会議をどうやってできるかというのを考えて、こんなところで試してみるところであります。よろしいですか。もしなければ、ここからはただいまのご説明に基づき、発言される方以外はマイクとカメラをオフにして進行させていただきますので、各委員マイクとカメラをオフにいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、全員オフになりましたので、続いて新型コロナウイルス感染症対策として注意事項がありますので、事務局からご説明をお願いします。事務局よろしく願います。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

ペーパーは特にご用意してはいたしませんけれども、三重県議会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、密閉・密集・密接の3つの密を回避する取組を行っておるところでございます。

今のこちらの会場におきましては、座席の間隔を広げるとか、あとマスクの着用、せきエチケットの徹底などをお願いをしているところでございます。また、概ね1時間に1回休憩をとりまして、全員が会場から退出をして、換気を行うこととしておりますので、またその休憩についてご配慮いただきますようお願いいたします。以上でございます。

金井座長

ただいまご説明がありました通り、三重県議会議事堂で傍聴されている方につきましては、マスクの着用などせきエチケットにご協力をお願いしたいと思います。また、開始から約1時間後に5分の休憩をとりますので、その際は換気の徹底を行うため、傍聴者の方など会議室からの退出をお願いします。

それでは、続いて資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

資料でございますけれども、まず事項書、ホチキス留めのものが1つ。それから、資料1といたしまして、A3の横の資料、ホチキス留めでございます。それから、資料2といたしまして、A4縦の公職選挙法についてというもの。資料3-1から3-6といたしまして、ホチキス留めのもの、A4の縦のものを用意しております。あと、資料4-1といたしまして、A4の横のもの、それと資料4-2といたしまして、A4縦の資料を用意しております。以上でございます。

金井座長

資料について何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事項書の1になります。早速調査に入っていきたいと思っております。まずは今後の進め方についてご協議をいただきたいと思っております。新型コロナウイルス感染症の関係で、4月20日に予定していた調査会は延期になり、また本日の会議も従来の委員が一堂に会しての開催ではなく、Web会議での開催になるなど、本調査会においても少なからず影響が出ています。

中間報告をまとめてから時間も空いているため、その後の経緯も含めて、事務局から今後の進め方や最終報告の提出時期などについて、どのように考えているのか確認をしたいと思います。では、袖岡さん、よろしく申し上げます。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

では、特に資料はご用意しておりませんが、先日3月に中間報告をいただいた後のことについてでございますけれども、その中間報告書につきましては、議員全員の方に配布をさせていただきましたのと、あとは代表者会議という各派代表が集まる会議におきまして、概要を説明させていただいたところでございます。このような形で、議会内の周知を図っております。

今後につきましてですけれども、議論の中身といたしましては、中間報告でお示しをいただいた諮問事項1の部分の論点につきまして、方向付けをしていただくというふうなこと、それから後半、諮問事項2に関して、本日から本格的に議論をしていただきまして、方向づけをしていただくということをお願いをしたいというふうに考えております。

今後、会議の開催といたしましては、最終報告に向けて、骨子を2回程度、それから報告書案の議論につきましても2回程度、計4回程度会議をしていただければというふうに考えているところでございます。できましたら、月1回程度の頻度でお願いできればというふうに考えておるところでございます。

議長の方から先ほどご挨拶の中で、可能であれば今年の秋に最終報告をというふうなお話がありました。そのスケジュールからしますと、今後4回すると思いたしますと、6月、7月、8月、9月、4回の会議と、その後、最終報告の最終的な調整というか、文言の整理という形で大体1ヶ月ぐらいとすると、10月ぐらいというのが順調にいけば、その辺りになるかと考えておるところでございます。

あと、今後の開催方法につきましては、本日はWeb会議という形でさせてもらっておりますけれども、今後コロナウイルス感染症の状況にもよると思うんですが、その時点におきまして、こういう形であるのか、あるいは従来のように東京で会議を持つのか、あるいは書面会議等の方法をとるのか、これにつきましては、今後の状況を見ながらまた座長とも相談させていただきたいというふうに考えております。

あと、今後の会議の日程につきましては、次回の分についてはすでに日程調整をさせてもらっておりますけれども、それ以降の分につきましては、また改めて調整をさせていただきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。

三重県議会としては、そのように考えているということですが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。もしご意見があれば、お願いしたいと思います。特にご意見ございませんか。特にご意見がないということなので、6、7、8、9月の4回ぐらいに何とか開催して、10月ぐらいに調整をしてまとめられるということをもっと順調にいくスケジュールとして考えて進めていきたいと思っております。7月以降の日程調整については事務局にお願いしたいと思います。

それでは、本論になるかと思いますが、事項書1の調査としまして、三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方について、ご協議をお願いします。なお、中間報告において論点整理した人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割については、次回以降に議論を深めていきたいと思っております。

では、はじめに事務局から資料の説明をお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局の袖岡でございます。

それでは、資料1から順番にご説明をさせていただきます。

まず資料1をご覧くださいと思います。この資料は諮問事項の2つ目でありまず選挙区及び定数の在り方に関して、委員の皆さまの方からいただいたご意見を整理させていただいたものでございます。ただ、その時点の意見ということで、まだ暫定的な意見も含まれているというところがございます。本日は、主にこの資料に基づきまして、ご協議をいただきまして、できれば方向性を出していただければというふうに考えております。

1ページでございますけれども、これは総定数に関するご意見を整理いたしました。定数減とか定数増、あと現状維持とかに分類をさせていただきまして、それぞれその考え方でありまして、論点等を整理させていただいた資料でございます。

おめくりをいただきまして、2ページをご覧くださいませでしょうか。2ページは、選挙区の在り方に関するご意見を小見出しをつけて整理をしたものでございます。また、太字で下線をつけた部分につきましては、法改正が必要というふうに考えられるご意見になっております。小見出しを説明させていただきますと、選挙区割りの前提に関するご意見、それから逆転選挙区に関するご意見、無投票当選の解消に関するご意見、大きな選挙区ということで現行法を前提といたしました大きな選挙区に関するご意見、それから、法改正が必要と思われる大きな選挙区に関するご意見という形になっております。

では、おめくりをいただきまして、3ページでございますけれども、選挙区ごとの議員定数の在り方に関するご意見につきまして、同じように整理をいたしました。小見出しにつきましてですけれども、まず現行法に基づいて人口比例を前提として選挙区ごとの議員定数の決め方に関するご意見、2つ目がこれも現行法前提ですけれども、人口比例以外の基準を考慮した選挙区ごとの議員定数の決め方に関するご意見、その下ですが、法改正を必要と考えられる選挙区ごとの議員定数の決め方に関するご意見、それから、右の方に参りまして、現行法を前提といたしました較差に関するご意見、法改正が必要と考えられる較差に関するご意見という形で整理をいたしました。

おめくりをいただきまして、4ページはこのご意見の中で言及されておりました最高裁の判例を記載したものでございます。

またおめくりいただきまして、5ページでございます。ここでは、その他としていただいたご意見を同じように整理をさせていただいたものでございます。小見出しで

ございますけれども、定数及び選挙区以外での対応に関するご意見、本調査会の在り方に関するご意見、三重県議会の文化に関するご意見、定数及び選挙区以外の課題に関するご意見、それから、定数及び選挙区についての今後の展開に関するご意見という形になっております。

おめくりをいただきまして、6ページをご覧いただきたいと思います。これは中間報告（論点整理）で記載をさせていただいたものを再掲をしたものでございまして、前半の諮問事項1に関するご意見、その諮問事項1に関するご議論をいただいている中で、この諮問事項2に対するご意見もあったものをこの時点で整理をしたものを転記したものでございます。項目だけご紹介いたしますと、1番が公職選挙法について、2番が一票の平等性について、3番が選挙の実効性・競争性について、4番が選挙制度と県の政策決定との関係についてということでございます。1番の公職選挙法についてというところで、1つ目の丸で、公職選挙法の解釈等について検討する必要があるのではないかということでご意見をいただいております関係につきまして、本日資料2といたしまして、この資料を用意しております。

それからもう1つ、2番の一票の平等性に関しまして、一つ目の丸で、現在の定数や選挙区を変更しなかった場合に、2045年推計人口に基づくと一票の較差がどのようになるのか、シミュレーションをしてはどうかというふうなことでございますので、これに関しまして、本日資料3をご用意させていただいております。

それでは、資料2の方の、説明をさせていただきます。この資料は、先ほどの中間報告の記載にそってですね、公職選挙法の解釈等について、委員からご提供いただいた資料をもとに整理をさせていただいたものでございます。

まず1ページ目ですが、一番としまして、郡市単位の選挙区制から、市町単位の選挙区制に改正された趣旨でございます。

抜粋で簡単にご説明いたしますと、枠囲みの中ですね、二つ目の四角の段落ですが、現在、郡は行政単位としての実績がなく、単なる地理的名称となっており、と。あと、地方分権が進展し、地方の自主性をより尊重するべきという時代の潮流もあるという中で、三つ目、その次のマルですが、そうした中で、全国議長会の方から、地域の実情を踏まえて都道府県が条例で、自主的に選挙区を規定できるような法改正を求める予定がなされているということが、書かれてございます。

それから、めくっていただきまして、2ページの方ですが、ここはまた別の資料ではございますが、中身としては、先ほどと同じようなことが書かれてございます。

続きまして、3ページです。2番としまして、選挙区を設ける場合において、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行わなければならないとされている趣旨ということで、公選法15条7項の関係でございます。

四角の囲みの中でございますが、3、4行目にですね、昭和33年4月の改正では、選挙区を設定する際の配慮すべき事項が次のように規定をされたということで、これの前身となる規定が規定されております。

一つ、段落を飛ばして、「これは」というところですが、明治 22 年の大合併以来、昭和の大合併までは、これほど境界が変動しなかったということで、昭和の大合併の際に、選挙区の合区が必要な地域が大量に生じたということでその基準が必要となったというふうなことが説明されております。

では、おめくりいただきまして、4 ページをご覧ください。3 番目としまして、選挙区ごとの議員の数を定める場合の、人口比例と特別の事情や地域間の均衡の考え方、公選法 15 条 8 項の関係でございます。

その下の囲みでございますけれども、これは昭和 44 年の法改正によって、ただし書きの規定が入ったものでございますけれども、それまでは必ず人口比例ということが定められておりました。

そういう、人口の都市集中化の傾向に伴って、郡部の人口が減少をたどり、また都市部においても都心では昼間人口は増加しているのに、常住人口が減少して、周辺部の人口がこれと逆の状況になっていると、そういうふうな状況があったということで、常住する住民の数と、地方公共団体の行政需要とが、必ずしも対応する形とならないというふうな事例が生じてきたというふうなことがございました。

少し飛ばさしてもらいまして、このような行政の実態を考慮して、特別の事情があるときは、ある程度人口比例の原則に特例を設け、それぞれの地域の代表を、それぞれの地域の実情において確保し、均衡のとれた配分にすることができるよう途を開こうとしたものであるということでございます。

ただあくまでも、特例、特別な事情がある場合に限り適用されるものであるということで、その場合においても、最小限度の範囲にとどめることが望ましいということとされております。

次のページでございますが、これは最高裁の判例の抜粋でございます。その 5 行目辺りですが、都道府県議会にその決定に係る裁量権が与えられていると解されると、これはただし書きの規定に関する裁量権というふうな趣旨です。

6 行ほど飛ばさしてもらいまして、都道府県議会が具体的に定めるところが前記のような選挙制度のもとにおける裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって、決せられるものと解されるといふふうなことで、2 行飛ばさしてもらって、「その較差が都道府県議会において地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお、一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき、あるいは、その較差は上記の程度に達していないが、上記の制定時若しくは改正時において同項ただし書にいう特別の事情があるとの評価が合理性を欠いており、又はその後の選挙時において上記の特別の事情があるとの評価の合理性を基礎付ける事情が失われたときは、当該定数配分は、裁量権の合理的な行使とはいえないものというべきである。」これは最高裁の判断の枠組みというふう考えられます。

その下の枠組みですが、これは最高裁判所の調査官の分析でございます。で、裁量権の合理性の判断について考慮要素としているものというふうな形で列挙さ

れておりまして、大きくは選挙区の人口と配分された定数との比率との最大較差。2つ目が、人口比定数と現実の定数の隔たり程度。3つ目が逆転現象ということでございます。

それから、1ページめくっていただきまして、6ページをご覧いただきたいと思えます。その他の判例でございますが、一段落目は先ほどの調査官のものと同じようなことでございます。

二つ目の段落のところですけれども、許容される較差の基準に関してですけれども、その二つ目の段落の3行目ですが、「配当基数が0.5をわずかに上回る選挙区と配当基数が1をかなり上回る選挙区とを比較した場合には、右選挙区間における議員一人に対する人口の較差が1対3を超える場合も生じ得る。」と、計算上はこういうこともありうるということも裁判所の方で言われておる、というところでございます。では、次7ページの方をご覧いただきたいと思えます。

4番といたしまして、いわゆる特例選挙に関する規定の趣旨として、公選法271条の関係でございます。これも最高裁の判例でございますが、三重県の方では現在、こういう特例選挙区というものがございませぬもので、直接的な関係というのはいないんですけれども、最高裁の考え方をご紹介をさせていただくものでございます。

1行目の真ん中辺ですが、特例選挙区の設置が認められるかについては、ちょっと飛ばさしてもらって次の行で、「公選法271条2項の制定の趣旨に照らして、当該都道府県の行政施策の遂行上当該地域からの代表確保の必要性の有無・程度、隣接の郡市との合区の困難性の有無・程度等を総合判断して決することにならざるを得ないところ」、ということで、2行とばさしてもらって「この点に関する都道府県の判断がその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。」ということでございます。

あと、8ページのところにつきましては、公職選挙法の関係する条文を抜粋したものでございますのでまた適宜ご参照していただきたいと思えます。

それでは、資料3をご覧いただきたいと思えます。資料3-1から3-6をひとつのホチキスで留めさせてもらっておりますが、この資料につきましては、現行の選挙区と定数のままで、国立社会保障・人口問題研究所が出している5年ごとの人口推計を当てはめて作成したものでございます。

資料1は、2020年の人口推計ということで、今年予定されてます国勢調査に相当するようなものですが、その推計という数字になっております。

まずこの3-1をご覧いただきますと、表といたしましては選挙区ごとの人口を並べさせてもらっております、それを計算、配当基数を計算をしております。

それに基づきまして人口割定数という欄を設けさせてもらっておりますこれは計算上の人口割の定数、でその横にですね、定数という欄がありますけれども、これは今現行の51人という定数での、各選挙区ごとの定数を記載したものでございます。で、これで計算をしていきますと、まず、定数につきましては、定数の欄を見ていただきますと一人区が二つあるということは、これは現行と変わらないところでござい

ます。これはもうずっと変わらないですね。

一番右の欄に一票の較差対最大値という欄がございます、そこをご覧いただきまして、ここで、尾鷲市北牟婁郡 3.3、亀山市が 1.0、亀山市に対して尾鷲市北牟婁郡選挙区が 3.3 というところで、これが最大の格差となっております。

この表の下のところに逆転現象の確認という欄がございますけれども、ここは、人口に対して定数が逆転しているかどうかということを表示しておりますが、ここで、真ん中の亀山市が 1.0 っていうのがあってそのあと志摩市、多気郡が続きますが、この部分につきましては人口が少ないけれども定数が多いという逆転現象が発生しております、計 5 通りの逆転現象が発生しているという状況になっております。

では、めくっていただきまして資料 3-2 でございます。これは 2025 年の人口推計を当てはめて作成した表でございます。

ここで配当基数の欄をご覧いただきたいと思うんですけれども、ここの配当基数の欄で鳥羽市のところをごらんいただきますと、0.458 という数字になっております。

これはですねいわゆる強制合区、公職選挙法の 15 条 2 項の規定によりますとこの状態ですと、強制合区の対象になるというふうなことでございますもので、現行法のもとでは、こういう鳥羽市選挙区、鳥羽市単独での選挙区っていうのは成立しないということにはなるんですけれども、あくまでも現行の選挙区と定数で計算をしたらどうなるかという形で作った資料になります。

これでご覧になっていただきますと、一番右側ですね、一票の較差対最大値ですけども、ここが亀山市が 1.0 に対しまして、同じく尾鷲市北牟婁郡選挙区、これが 3.65 となっております、これが最大較差だというふうなことになっております。

下の逆転現象の確認ですが、ここは 5 通りということに変更はございません。

まためくっていただきまして、資料 3-3 をご覧ください。これは 2030 年の人口推計でございます。配当基数のところ鳥羽市は 0.418 というところで、さらに下がっている。で、右の一番右の較差の欄でございますけれども、亀山市が 1.0 尾鷲市北牟婁郡選挙区が 4.06 という形になってございまして、あと逆転現象については、同じく 5 通りとなっております。

次に、資料 3-4 でございます。これは 2035 年人口推計でございます。配当基数は鳥羽市は 0.381、それから一票の格差の最大値でございますが、亀山市 1.0 に対しまして、尾鷲市北牟婁郡選挙区が 4.53 となっております。逆転現象の確認ですが 5 通りとなっております。

資料 3-5 でございます。これは 2040 年の人口推計で、配当基数で鳥羽市は 0.343、それから、一票の較差対最大値でございますが、亀山市 1.0 に対しまして、尾鷲市北牟婁郡選挙区が 5.06、逆転現象は 5 通りとなっております。

それから、資料 3-6、2045 年人口推計を当てはめたものでございますが、配当基数が鳥羽市が 0.306、それから一票の格差でございますが、亀山市選挙区が 1.0 で、尾鷲市北牟婁郡選挙区が 5.66 という形になってございまして、逆転現象は同じく 5 通りということでございます。

それでは、次にですね、資料4を、ご覧いただきたいんですが、資料4-1と4-2というのがございます。

これは全国議長会の方で、都道府県議会制度研究会というものを作っていただいておまして、そこから3月に出された報告書の概要版がこの資料の4-1、それから、4-2が本冊となっております。

4-1を一枚めくっていただきますと、3ページ目にですね、検討した事項と方向性に関する主な提言事項ということで総括したものがございます。

これをざっとご覧いただきますと、投票率の低下でありますとか、無投票当選の増加でありますとか、女性議員や若手議員の不足ですね、そういうことに対して、主な提言ということで、挙げておられてまして、前半でご議論いただいたような内容と、かぶる、共通するような部分等ございますので、また参考としていただければということで必要に応じて参照いただければと思います。説明は以上でございます。

金井座長

はい。ありがとうございます。

資料1はですね、三重県議会の議員の定数及び選挙区のあり方について、先日照会させていただきました委員の皆さんの現時点での意見を整理したものということになります。

今後の見通しを考えると、次回の調査会では、最終報告の項目出しやまとめ方についての一定の方向性を決めるところまでは議論を進めたいというふうには思いますが、本日は、資料1の各項目について、委員の皆様のご意見を伺い、調査会としての方向性を出せるところは出していきたいというふうに思っています。

それでは資料1にすでに意見は出していただいているんですけども、ご意見を出していただいて、検討していきたいと思います。

まず、資料1の1ページ目ということになりますが、総定数の在り方ということであります。これについて、かなりいろいろ意見があるというのが、この表を見ると分かると思うんですけども、皆さんの方から補足的なものも含めてですね、ご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

大橋委員

大橋ですが、よろしいでしょうか。

金井座長

はい、お願いします。

大橋委員

今回の調査でいろいろご意見をお聞きした印象としては、県議会あるいは県議会議員に対する期待が非常に小さいということでした。それが現状だとすると、その現状

を前提とすれば、現状維持、最低でも現状維持であり、人口減ということを考えれば減員しかないのではないかという印象を受けました。

もちろん現状が正当ではなく、あるべき県議会の在り方というものを前提とすれば、違った考えが出てくると思いますが、現状では、南部などで聞いても、県に対する地域の利益の反映は、行政レベルを通じて行うという意識が非常に強く、県議会議員を通じてそれを反映させよう、あるいはさせたいという意識は乏しいように思いました。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございました。

この考え方でいきますと、現状維持または定数減というようなことですね。他の方はいかがでしょうか。どなたかございますか。

礒崎委員

じゃあ、礒崎、よろしいでしょうか。

金井座長

はいどうぞ。

礒崎委員

特別な強い意見があるわけではないのですが、大橋委員がおっしゃったことも、なるほどというふうに聞いておりましたが、余りにも小さくすると今度は人口が少ないところからやっぱり議員が出にくいという問題はあるかと思えます。絶対数、総数の問題ではありますけれども、後程議論するであろう選挙区間の較差、各地域の意見・利益を代表するという機能が、特定の地域において細くなると、いう面はあるかなと思えます。

ただ大橋委員がおっしゃったように行政レベルを通じていろんな地域の要請・ニーズが県政に反映してるんだと考えるとちょっとその点も、考えなければいけないとは思いますが、絶対数について、総数について、余りにも少ないと人口の少ないところから、1人の議員も出せないということにはなるかなと思えます。

一方で、基礎自治体は基本的には、市町村はそれぞれ合併しなければ存続していくと思えますので、かなり多くの市町村を代表して1人の議員が活動するということになると、その議員の活動の負荷といいますか、パイプとしての機能、地域を代表する機能がですね、弱くなる可能性があるかなということをおっしゃいます。従って現状維持なのかもしれません、ということです。その点を考慮する必要があるんじゃないでしょうか、ということでした。

金井座長

はい。ありがとうございます。他の方はいかがでしょう。

谷口委員

よろしいでしょうか座長。

金井座長

はい。どうぞ。

谷口委員

私も今まで出た先生方のご意見に賛同します。現状を維持したいというのが三重県の議会多数派の意思だったと思うんですけども、日本の地方自治では人口減少が全般的に見られて、また都市部への人口の偏在があり、財政も厳しい。こうした所与の環境は厳しくなっていくので、仮に今現状を維持したとしても、問題の先送りになるのかもしれない。やはり環境がより厳しくなってくると、総定数を少なくするという議論は、常に意識しておく必要があるんじゃないかと思います。

一票の較差を均す方法としては、総定数を増やすこともあり得ますが、なかなかコスト等の面では難しい。また住民人口が減る中で、総定数を維持するのは難しいと思うと、今後も定数の在り方について議論は続くということ意識する必要があるんじゃないかなと思いました。以上です。

金井座長

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

高橋委員

高橋ですが、よろしいでしょうか。

金井座長

はいどうぞ。

高橋委員

先生方のおっしゃることを今、もっともだと思って拝聴しておりましたがけれども、そもそも現行の定数51人っていうのはですね、どういう根拠に基づいて設定されているのか、その辺の合理的な根拠ももう一度振り返ってですね、確認しておく必要があるのかなというふうに思っております。

意見にも書かさせていただきましたけれども、1ページにも反映させていただいておりますが、最後のところで結局法令的にはですね、何も総定数について縛りが無いという中において、やはり旧法の上限だとか現員というものも一つの指標にはなるのかなというふうに思っています。

具体的な数を失念してしまいましたけれども、今回の51という数字が、どういう関係になっているのかっていうのはもう一度確認をしておくことが必要なのかなというふうに思っております。

それと磯崎先生のご趣旨と多分同様のことになるのかなと思いますけれども、総定数をいくら規定してもですね、やはり選挙区ごとに、代表という観念も私はやっぱり捨てきれないというふうに思っております、その選挙区ごとの定数から、当然それも人口の縛りがあるわけでございますので、そこからフィードバックして、一定の総定数というのを出していくという作業も、必要なのではないかなというふうには思っております。以上です。

金井座長

はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

原田委員

よろしいでしょうか。原田です。

金井座長

はい。お願いします。

原田委員

私も先ほどの磯崎先生と同じで、特に、絶対こうあるべきだと思っているわけではないのですが、総定数から議論するよりも、むしろ今高橋先生がおっしゃったように積み上げ적인というか、選挙区ごとにこれくらい的人数が少なくとも必要だということから積み上げていくような議論の方が、いいのではないかなというふうに思います。

もちろん、積み上げた結果が、現状と随分違うということであればまた考え直す必要があるかもしれませんが、一応現状の数字くらいを目安に選挙区ごとにどれくらいの代表者が必要かということ積み上げていくような議論をした方がいいのではないかと考えております。以上です。

金井座長

はい。ありがとうございます。この資料1・・・(言いかけたところで、大橋委員から発言)

大橋委員

よろしいですか。大橋ですが。

金井座長

どうぞ。

大橋委員

総定数の問題はコストの問題として、つまり議員の報酬であるとか、それに対するサポート的な費用とか、そういう問題に絡んでくるんだと思います。例えば、完全に全員が無償だとすれば、かなり人数を増やすことも可能ではないかと思います。そこで、この問題を、住民に対して問うときには、これだけになればこれだけのコストがかかりますよという、何人にすればこれだけのコストがかかるのですけれどもいいですかというような問い方も必要なのではないかと思います。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

一通り皆さんの方からご意見をいただいたというところでありますが、端的に言って、この資料1にあるように、いろんな意見があるということで、調査会として、方向性を出すというのは、結構大変なのではないかなというのが私の率直な印象であります。

ただ、いくつか考える視点のようなものが出てきているのではないかと。なんか結論として、現状がいいとか、増やした方がいいとか、減らしたほうがいいっていう話になると、ある意味で結論ありきになってしまうんですが、考え方が幾つか出されているのではないかなというふうに思います。

まあ、一つは人口増減の傾向ということですね。つまり今、定数をどうするのかということも、ともかくとして、人口が減少をしたら、定員は減るのかと、いうまあこういう考え方ですね、これは要するに議員というのは人口1人当たり幾らくらいいるべきなのかということですね。逆に言うと、議員1人当たりの人口はどれくらいなのかというこういうものの考え方がありますと、県民の人口が減れば必然的に、定数は減少していくという。逆に言うと、この考え方は今まで、戦後ながらく人口が増えてきたのに定数を増やしてこなかったということとの説明がつかないんです。少なくとも今まで人口が増えた時の定数は必ずしも増やすとは限らなかったんですが、それはさておいて、今後の考え方として、人口減少していくと定数が減るという考え方があるのではないかというのを、一つの着眼点として、お出しいただいているのではないかなというふうに思います。

この考え方は先ほど言いました積み上げの考え方でもありまして、議員1人は結局、住民人口何人くらいを、代弁できる、代表できるのかと。いうこういう考え方でありまして積み上げの議論ともある意味で、重なってくるということであろうかと思えます。

それからもう一つ、全体の数の基準をどういうふうにするのかはなかなか、根拠がないのです。そうなってくると、かつての地方自治法の規定であるとか、あるいは現状というものが、一つの基準になってくる。あるいは三重県議会の直近の意思という

のが、一つの基準になるというのが、二つ目のですね、総定数を積み上げではなくてですね、外から考える、ということが、これ二つ目に出されていた話かなというふうに思います。

それから三つ目に出てきたことは、コストとしてどう考えるかということです。この場合は、定数だけを切り離せるのではなくて、定数と議員報酬の掛け算の問題ではないかという、こういうことです。掛け算の金額が、ある一定水準であることが基準になるかもしれません。そのときには、人数多くて安い、あるいは人数少なくて高いというのは、どちらでもありえます。物の考え方として、定数だけではなくて、コストとして考える。むしろ総コストの考え方を前面に出してしまえば、あとは、報酬等の考え方次第であって、報酬等を決めれば定数が決まるということになります。

その場合には報酬とか、議員1人当たりのコストをどういうふうに考えるのかということ、今度は別に考えていかなければならないのです。簡単に言うと、報酬はしばしば労働市場の問題になりますので、簡単に言えば、この金額では、やる気が起きないよというようなレベルでは困るということになりますし、あるいは仕事に見合う金額ではなければいけないので、どういう仕事なのかというところに分け入っていかざるをえないということになります。

それから、住民の意見の代表が四つ目です。県議会議員でなければならぬかという問題は、非常に重要なテーマであります。市町村、行政を通じるっていうのはちょっと言い方としてはミスリーディングなので、簡単にいえば市町村長という政治家を通じるルートでよいのか、という観点がいいかなというふうには思ってます。ただ県議会議員に今まで期待していないというような現実があったときに、どっちに解釈するかっていうのはなかなか難しい問題です。今県議会を通していないから減らすべきだという議論と、今県議会に頼れないのは、まさに人数その他が足りないからもっとふやすべきだという反対の解釈も可能なのです。ここはちょっとどういうふうに、整理していくのかは、難しいと思います。

いずれにせよ定数を考えるいくつかの考え方、それも直近だけではなくてですね、2040年とか見越した上で、簡単にいえば人口減少と地域間の人口較差がますます大きくなるのではないかという予想のもとで、通用する考え方をもう少し整理していかなければならないというのは、私の、皆さんの意見を伺った範囲内での印象ということになります。

それ以外には、例えば常任委員会の数から積み上げていく議論もあるんです。例えば常任委員会は7人必要で、常任委員会が5個必要だったら、 $7 \times 5 = 35$ でいいとなります。もっとも常任委員会の数はどうやって決めるのかとか、常任委員会の人数がなんで7人じゃなきゃいけないのか考えていくとですね、なかなか難しいので、ちょっとそういう委員会から積み上げていくのは私自身は難しいかなというふうに思っています。

要するに総定数を考えるときには、結論ありきで議論すると、利害と好み、プリファレンスの判断になりかねないので、考え方を整理していくことが必要かなという

のが、皆さんの意見を伺いながら思ったという次第であります。

ちょっと長くなりましたけれども、いかがでしょうか。

谷口委員

よろしいでしょうか。

金井座長

はいどうぞ。

谷口委員

今、金井先生がまとめてくださった通りだと思います。総定数を積み上げ式で考えると、例えば各自治体・地域に対して最低1人は割り振るとか、必要性から考えていくと、一票の較差の計算からいけば、総定数が増えることもありうるかもしれません。このご時世、なかなか支出を増やすことが難しいとすれば、支出にキャップをはめて定数を増やすと、議員報酬なり、他の費用なりを削らなければならない。人口が少ない地域の定数を確保するために、議員皆が同意して報酬やコストを減らすことになるのかどうか。

逆に、待遇やコストを減らさないという前提に立つと、支出のキャップから考えて、総定数を減らさなければならない、じゃあ、どこから？という議論になる。先生方のご意見と金井先生のまとめが、大きな対立点を描写していると思いました。以上です。

金井座長

はい。ありがとうございます。

そろそろ1時間経っているので、一応その総定数の議論を終えて休憩にしたいと思いますので、他の方から何か総定数について付け加えて、ご意見あればお願いしたいと思います。それが一通り終わりましたら休憩にしようと思います。

高橋委員

高橋ですが、同じくよろしいでしょうか。

金井座長

はいどうぞ。

高橋委員

手短に申しあげますけれど座長のおっしゃった論点で、ほぼ方向性の議論の対象としてはですね、大体網羅されているのかなというふうに私も思っています。

ただ一点ですね、結局どういう結論になるかが議会としては県民に対して、こういった結論になったということ、当然説明責任があって、合理的に説明しなければな

らないというのが大前提だと思いますので、考え方はこういった形によるという筋はあると思うんですけども、主な柱としてはあると思うんですが、今座長でまとめていただいたような観点は、やはり相互に密接に関係するものだと思いますので、その辺を十分踏まえて、決定していただきたいというふうに思っております。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。よろしいですか。

私のまとめで一つ、抜けていたのはこれまでの中間報告の議論として、多様性を反映するということが必要なので、そのためにも総定数はある程度は必要だと。例えば50だとすれば、世の中の2%ぐらいの人の代弁者は一人ぐらいいるということになるわけですけど、定数が10だったら10分の1しか反映できないということもあるので、多様性の確保の観点もあるでしょう。観点などの中間報告以来の議論は、最終報告にもどうしても引き継がなきゃいけない。今回の皆さんのご意見には必ずしも出てませんし、それから選挙区の定数によれば結局多様性が反映できないという可能性もあるんですが、少なくとも総定数の議論としても一つあるかなと思います。

ということで、この第1点の総定数の在り方というのは簡単に決めることはできませんが、少なくとも、決めた時の考え方、あるいは決めるにあたる考え方を、まとめていくしかないかなというふうに思っております。よろしいですか。

それでは1ページ目、総定数のあり方についてはこのくらいにしまして、一旦5分ぐらい休憩したいと思います。

再開は11時10分にしたいと思います。再開以降は選挙区の在り方に移りたいと思いますので、よろしくお願ひします。では、暫時休憩としたいと思います。

(休憩)

金井座長

休憩前に引き続き、調査会を再開します。

それでは資料1の2ページ目ということになりますが、選挙区の在りということになります。この黒枠に書かれていることについて一つ一つやっていかないと、ちゃんと確認できないと思うのです。

まず第1点目、選挙区割りの前提として、公選法の規定を前提に考えるということについては、大きな議論で法改正が必要な議論との両論併記になるということが一応の皆さんのご意見の方向なのではないかと思いますが、もちろん、現行法に基づいて何も答えを出さないということにはならないだろうと思いますので、まず、現行公選法を前提に考えるという方向でよろしいですかね。

もしご意見があれば、いや、現行法で考えるなど無駄だという議論があれば、それはそれで一本でいくことになります。つまり、法改正前提にする、法改正しなければ答えはないという、厳しいスタンスでいくというのも、あり得るのではないかと思います。

ますが、いかがですか。

一応現行公選法を前提に考えなければならない意見もあるだろうということで、いかがでしょうか。よろしいですか。

論理的には現行公選法では、合理的な答えは出ないのではないかというふうな判断に立つならば、現行法を前提に議論することはある意味で無理であるという見方も十分あり得るとは思いますけど。ただそれもやってみないとわからない。いかがでしょうか。この点よろしいですか。

(異議なし)

特段ご異議ありませんので、まず、現行法も前提に考えていかなければならないとします。一方で、だから法改正が必要な内容については絶対に提言しないのかというと、違うことになると思います。両論併記なし、ダブルトラックで議論していこうということだと思います。

(異議なし)

はい。ありがとうございます。

第2点目、逆転選挙区は解消すべきというご意見ですけど、これはいかがでしょうか。これもよろしいですか。逆転現象があった方がいいとか、あっても構わないとか、選挙区の定数が大きくなっていきますと、逆転区があったからといって、一票の較差にはそれほど大きく影響しないってことは、論理的にはあり得るんですけど。

しかし、ことの筋として逆転選挙区は解消すべきというのは、仮に選挙区に分けるならばそうなるということなんです。

そうすると現行の先ほど資料を見る限りかなり逆転選挙区があるので、それはそれでかなり問題だということになりますけど、ものの考え方として逆転選挙区を解消しましょうという方向でいくべきだということでもよろしいですか。

(異議なし)

よろしいですか。はい。この二つはコンセンサスということだと思います。

3つ目ですが、無投票当選の解消です。これは中間報告にありましたが、無投票当選というのはあまりよくないということで、それは必要な課題であると。

その観点からの選挙区選定及び議員定数の決定を考慮すべきと考えるということになりますけど、いかがでしょうか。

高橋委員

高橋ですが、よろしいですか？

金井座長

よろしく申し上げます。

高橋委員

この件につきましては、今日、お配りいただいております資料の4関係で全国議長

会のほうから、この3月末、座長ですとか谷口先生がメンバーにお入りいただきまして、まとめたものがございます。

その中でも大きな項目として取り上げさせていただいておりまして、要は、無投票当選が近年特に大きくなってきていると。都道府県議会で26.9%になってきているという問題点が一つ。

それと特に、その中を分析してみると、一人区に多いという状況があるという点が一つ上げられる。それから果たして無投票当選がいいのか悪いのか、この辺が評価というのは当然分かれる問題だと思えますけれども、ただ、議員は公選職であるということ的前提にすれば、やはり代表民主制の根幹に関わる話としては、やっぱり選挙をするのが筋であろうということだろうと思っております。

従いまして、以上のような分析を前提にすれば、やはり無投票当選、特に都道府県議会の一人区というものは解消していくべき方向にあるのではないかという結論が出るということも考えていいのではないかというふうに思っております。一人区の解消というのはなかなか現行法制だけでは難しいので、今回の資料4の報告書の中でですね、法律改正事項として挙げさせていただいております。

しかし、これは中期長期的にやはり国の方に要望していくということになるかどうかと思いますが、当面はそれを現行法制の中でどの程度縮減できるのかというような観点から、やはり考えていくべきだろうと思っております。

金井座長

はい、ありがとうございます。

まず一つは無投票当選というのはいいことなのか悪いことなのか、あるいはどっちでもいいのか、いう考え方がまず決めないといけない。よくないのであれば無投票当選が起きやすい制度はやめましょうということになる。

それが現行法でどこまでできるのかの話になると、先ほど言いましたように、法改正事項ともつながりうるということなんですが、一応今までの議論では無投票当選はあまり良いことではないというようなご意見が多かったのではないかと思います、この点はいかががでしょうか。

大橋委員

大橋ですが、よろしいでしょうか。

金井座長

はい。

大橋委員

理屈の上から言えば、選挙で選ばれるべきものが選挙されずに何の形もなく当選してしまうというのは大きな問題ではないかというのはわかりますが、無投票当選が多

いというのは、先ほど言ったその議会に対する期待感が乏しいということにつながるのではないかという気がします。一人区の場合には立候補者も少ないのに対し、複数区であれば立候補者の数がいろんな意味で増えやすいだろうと思います、地域的な広さもあって。一人区に無投票当選が多いのはこうした要素が関係するのではと思います。

そういった意味で、無投票当選が悪いかどうかは、なぜ無投票当選が行われるかというところまで考えていかないと、直ちに悪いということにはならないし、一人区が無投票当選が多いから、一人区は解消すべきであるという議論にもなりがたい気がします。

複数区を作って選挙をするという状態に仮になったとしても、遠い選挙区を合区してしまうと、結局地域割になってしまうのではないかと思います。例えば東京都の区会議員は、全体大選挙区制ですが、結局それぞれの地区で選挙される状況になっています。そういった意味では、無投票当選が理屈の上では悪いけれど、もう少し詰めてみなくてはいけないのではないかという気がいたします。

金井座長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

礒崎委員

よろしいでしょうか。礒崎です。

金井座長

どうぞ。

礒崎委員

まず、無投票当選がいいかどうかという問題ですけれども、有権者に選択の機会がないと与えられないという意味では問題があると思いますけれども、ただもしかしたら現職の議員立候補しようとしている議員が信任が厚くて、それ以外の適任者があまりいないだろうというような場合も無きにしもあらずですので、無投票当選が直ちに問題があるということではないのではないかなと思います。ただ有権者の選択という点から望ましくないということではないかなと思います。

それから2点目の方ですけども、こちらが言いたいわけですけども、この無投票当選が多い、少ないというのは、選挙区の設定及び選挙区の定数の決定とそんなに連動するのでしょうか。たまたま、その時期に現職の有力な議員さんがいらっしやって、特に一人区の場合は、割とよくわかる話ではありますけれども、その方が盤石の支持を置いて、それに挑戦しようとしてもあまり意味がないといったような実態的な問題ではないかなと思うんです。

従って、過去無投票当選がどのぐらいあったからといって、その選挙区は問題があ

るので、もっと大きな選挙区にすべきだ、あるいは定数を無理に割り当てるべきではないと言ったような議論につながるのはちょっとおかしいような気がするのですが、どうでしょうか。制度上の議論と、実際無投票当選になるかどうかということとは違うんじゃないかなというふうに思うのですがどうでしょうかということです。

なお、最後に付け加えですが、無投票当選が望ましくないとする、むしろ立候補しやすい制度になってるかどうか。これは先ほど高橋委員もおっしゃった都道府県議会の研究会でもちょっと触れているようでありましてけれども、例えば、サラリーマンがもっと立候補しやすい仕組みにするとか、そんな立候補をしやすい仕組みっていうのを作るといことが大事ではないかなというふうに思います。以上です。

金井座長

他にはいかがでしょうか。

谷口委員

よろしいでしょうか。

金井座長

どうぞ。

谷口委員

この三重県議会の問題を考える最初の会合で私が触れたのは、議員さんたちが議員定数をどうあるべきかということ議論する時に、まさに議員定数だけの問題ではないことを意識していただきたいということでした。人口の少ない地域で1人定数を確保した場合にもですね、そこできちんと選挙が行われているかということ、無投票当選も見られる。逆に都市部の方は、一票の較差を考えれば定数を増やすべきだと言うけれど、有権者の関心をちゃんと活性化させて投票率をあげているかということ、非常に低投票率。つまりどちらの地域の議員さんも、きちんと地方選挙・地方政治を活性化させるという意識がまず必要だと提起しました。そういう意味で、磯崎先生がおっしゃるように、定数の在り方と一人区が無投票当選問題は、制度設計上は直接リンクしないかもしれませんが、議員さんたちが議会で議論する際に留意して欲しい点だと思います。

また、一人区が無投票当選がいいか悪いかという問題については、確かに有権者が選挙でそういうふうに行動した結果なので、簡単に評価できません。一方で、選挙の動向というのは、競争がない状態に収れんするような現象も、場合によっては起きます。選挙区における地域の構造等が、それほど対立的ではない、多様ではないという条件で選挙を繰り返すと、また定数が小さいと、その定数の数だけに有効な立候補者数が収れんする現象が起きます。アメリカでも小選挙区では現職が非常に有利で、全然ゆらがない。同じ人がずっと同じ地域を代表してしまうという問題は、確かに実態

上の問題なのですが、競争のある民主主義体制という面では好ましくない点もある。これを合区しますと、ある自治体で有力な人が必ず選ばれるというよりは、やや競争が生じるというか揺らぎが出てくるので、選挙が成立する可能性があるかと想像をします。

金井座長

はい、ありがとうございました。
他にはいかがでしょうか。

原田委員

原田ですが、よろしいですか。

金井座長

どうぞ。

原田委員

先生方のご意見に、特に新しいことを付け加えることはできないのですが、やはり新規参入の可能性という点からすると、一人区の場合には当選ラインが非常に高くなるといいますか、なかなか、強い現職がいると、新たなオプションを生み出すことが制度上難しいというところがありますので、無投票当選がいいか悪いかというよりも、有権者に対する政治的な選択肢を制度上示すという観点からは、なるべく一人区では無いほうがいいのかと考えております。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

以上、いろいろなご意見があろうかと思いますが、まとめていきます。

実態として現れている無投票当選それ自体が、絶対に悪いという話には必ずしもならないだろう。

しかし、選挙の考え方として、要するに競争がないと、有権者は選択ができない。泡まつ候補がいればよいというのではなく、実効的な競争です。実効的な競争がないと、有権者が選択できない、選択肢を持たない、だからとにかく選択肢があるような状況を作らないとならない。選択肢があるような状況を制度だけで作れるのかと、選挙区の定数で作れるのかと。作れないかもしれないけれども、作れるかもしれない、完全には作れないけれども全く作れないのか。全く作れないのであれば制度をいじってもしようがないということになります。他の代替的な手段と併用することを否定するわけではないけれども、選挙区のあり方は実効的な競争を生み出すような選挙制度でないとならないということはあると。こうしてみると定数1というのは参入障壁が高い。経済学の比喻で言えば、一種の独占が起きやすい。参入障壁を高めると

ということが現職はできると。

では、定数2ならば参入障壁は下がるのかと。これは複占というやつですね、2社が一種のカルテル的に参入障壁を上げてしまうということもありますので、参入障壁という意味ではある定数が影響しているとはいえるだろう。

ただし定数が増えたからといって、かならず無投票が消えるのか、選挙が活性化するのかというわけではないのです。選挙の競争性とか活性化の問題は、選挙区の定数だけで解消することはできないけれども、制度が生み出している不活性化要因というものは、検討の余地があるだろうと。

大橋先生がおっしゃったように、大選挙区制であったとしても実質的には地盤というのはあるというのはおっしゃる通りです。逆に言えば、地盤はなくても全域的に広く薄く集める可能性は制度的にあると。しかし小選挙区にはそれはないということなので、その場合、どちらの方が、制度としてオプションを有権者に提供するのかということともつながるといふふうには思います。

そういう意味で、無投票当選は良くないにせよ、それは何で良くないのかを少し補足する必要があります。そしてそれは、制度からだけで生じているわけではないということですが、一方で多少は影響しているという風には言えるんじゃないかなというあたりが、調査会の全体的なトーンではないかなというふうには思っています。

私の場合は、私の個人的な意見を述べますと、定数1で競争を行うと、例えば5人の政治家を選ぶときは10人の立候補者がいるんですけども、定数5の選挙区であれば6人いれば競争が起きるといふ意味では、社会に与えるコストが小さい仕組みだと思います。逆に小選挙区というのは社会に与えるコストが非常に高い仕組みだなというふうには思っています。立候補した人が落ちた後の悲惨なものをたくさん生み出すのが小選挙区制であると。そうなるとうちは挑戦は起きなくなる。これはやっぱり制度上、無投票当選を促す方向に、論理的に影響があるのではないかと。要は小選挙区制とは無駄が多い制度、社会的にコストが高い制度だといふふうには私自身は考えています。そういう意味で私は、小選挙区は競争という観点から良くないと思っています。

調査会全体としてはいろんな要因も考えていく必要があるということになるのかなと。無投票当選の解消が、即、選挙区のあり方と結合するわけではないけれど、少なくとも競争性や選択肢を確保し参入障壁を下げる、制度的にも実体的にも。というように大きな中で一つ、論点にはなるだろうなというふうには思っております。大体そんなところでよろしいですかね。

以上の点は、大きな選挙区という議論と関わってくるわけですね、大きな選挙区が絶対駄目かという話もあり得るわけです。また、大きな選挙区が望ましいとしても、それは現行法でできる話と法改正が必要な話とあります。現行法のもとでの大きな選挙区についての考え方は、今の議論とちょっと連動するわけですよ。

無投票の話が小選挙区の話と複数人定数の話と連動してきますと、こういう形になって実質的には議論を先取りしていたと思いますが、この点はいかがですか。その大きな選挙区の議論については、現行法上の話には。。。。

礒崎委員

礒崎ですが、よろしいですか。

金井座長

どうぞ。

礒崎委員

まさに今の点ですけれども、確かに一人区を避けるということを特に三重県のことを念頭に置いて考えると、相当の一人区がありますので、可能かどうかという点ですけれども、この場合、問題は基礎自治体とのつながり、今座長も現行法はですね、一市と及び隣接の町村、このような単位で選挙区を設定するという事になっているかと思えますけれども、多くの基礎自治体を抱えた選挙区を作ることになる。その点がちょっと検討が必要かなと思います。それがいいかどうかはちょっと私も今、すぐには思いつきませんが、基礎自治体、市町村とのつながりを切断するという可能性があるかなということ。切断するといいますか、多くの市町村を抱える選挙区をたくさん作っていく 10 個も 20 個も基礎自治体があるという選挙区が望ましいかどうかという点で、議員は基礎自治体と広域自治体をつなぐ役割なのかどうか、この辺とも絡んでくると思えますけれども、その点だけ指摘でございました。この後の議論ともつながるなというふうに思います。

金井座長

ありがとうございます。簡単に言えば一つの選挙区にたくさんの市町村をどこまで抱えられるかというのが、一つの論点となるということです。かつての郡市選挙区時代であれば、郡の中に 10 個も 20 個も町村がある時代には、10 個とか 20 個抱えられるという考え方に立ってたと思うんですが、それは昭和・平成の合併以前の話でありまして、現在はある程度、仮に郡市選挙区制のままであってもそんな町村数はない。現在でもですね、度会郡の選挙区でも四町ということになってますから、あまり 1 つの選挙区にたくさんの基礎的自治体があるというのは現行のイメージに合わないということなので、そこらも考える必要があると思います。

他にはいかがでしょうか。現行法でなかなか市と市の、合区ができないので、この議論は結局のところ任意合区をどこまでするかという話になってしまうんです。事務局に伺いたいんですけど、三重県議会で任意合区できる場所はないのですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

任意合区といいますと配当基数でいいますと、0.5 以上 1 未満というところになるろうかと思うんですけれども、例えば今日お出ししている資料 3-1、これは推計人口

ではございますけれども、これで見てくださいと、配当基数が市の方で0.5以上1未満というところで行きますと、鳥羽市ですね、だけかな。ちょっと郡とくつついてきている市もありますので、ちょっとこの表ではわからないんですが、この表だけで見ますと今任意合区できるのは鳥羽市というふうなことになるかとは思いますが。

金井座長

0.5から1までの間だけが、任意合区できるわけですね。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。任意合区の基準としてはそういう形になっております。

金井座長

だから、現行法であんまり議論するとしても、ピンポイントの議論になってしまいますので、そうすると、より大きな問題はやっぱり法改正を含めた意味で大きな選挙区があった方がいい、あるいは、県議会の判断で作れるようにした方がいいと考えるかということなので、資料1の右の方に移りたいと思いますが、これはいかがでしょうか。

この意見についてですね、いろんな意見があろうかと思いますが、立法論も含めてということですが、よろしいですか。公選法の縛りが完全に自由化されると、市町村の単位で線引きするということに関してという意味ですね、人口比例とかではなくてですね。市町村の単位で線引きする時にどう線引きするかは人口比でその他の原則に従えば、完全に自由だというふうになった場合にはですね、例えば県内一選挙区にするとか、衆議院小選挙区に合わせて線を引くとか、南部地域と北部地域をうまくミックスするとか、市と市を含めた、やや広めの、選挙区を設定するということもできるような、またそういうふうにフォーカスした方がいいというのがここでの議論になりますが、こういう議論が皆さんの方から出ているということになりますが、この点についていかがでしょうか。特段ありませんか。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。何度もすみません。

選挙区の設定ですけれども、立法論としてということはいろんな可能性があるとは思いますが、ただ一方では地域代表としての役割もあると思いますし、先ほど申し上げた市町村、基礎自治体と県政の媒介といいますか、つなぐような役割ということも考えると、地域性を無視して、地域性というのは地域的な塊をですね、無視してA選挙区とB選挙区、飛び地であっても合体させればとか、あるいはどんどん大きくすればというのは、なかなか難しいのではないかなと。そうすると、有権者からですね、我々の代表だという議員に対する意識も遠のくような気がいたしますので、ア

アイデアとしてはいいと思うんですけども、一方で地域代表ということを考えると、地域の一体性といいますか、連続性みたいなことが必要なんじゃないかなと思います。ただ、弾力的に設定できるようにするという事はよろしいんじゃないかと思えますけれども、そのように思います。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。自由に設定できるからといって、適当にパズルのように決められては困るので地域的な塊を前提にするという一種のルールといいますか、基準のもとで、もうちょっと弾力化するというの是一個のアイデアであろうということになります。

だから、飛び地選挙は避ける。逆に言えば、南部と北部を両方飛び地で合わせれば、全体的に南部と北部の両方のことを考えるようになるだろうというような、やや人工的な選挙区は難しいかもしれないということで、地域的なまとまりということが基準になるということですね。

ほかの方はいかがでしょうか。

谷口委員

すいません。よろしいでしょうか。

金井座長

はい、どうぞ。

谷口委員

ここの部分というのは法改正が必要で、フューチャーディスカッションということですが、衆議院の小選挙区比例代表並立制の援用をイメージしますと、例えば地域代表を各自治体や地域から選び、残りの定数については、比例代表で県全体で投票するといった制度もあり得るかに思いました。

最初に金井先生が議員の多様性の議論をされましたけれども、実際問題、議員さんたちに競争を任せている限りは、多様性が自然に確保されることはない。比例代表制のように政党やある種の集団単位でやる選挙制度では、例えば比例名簿・候補者名簿において属性の多様性を考えてくださいといったことが要請できると思うんですね。ですので、比例代表制のようなものと、地域代表を確保する小選挙区制とをセットにすることによって、比例代表部分で多様性を確保するといったことを考えてもらえるのではないかという気がいたします。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。比例代表論を入れるとかなり議論としては、法改正といっても大法改正になるかもしれません。法改正と言っても、法改正のレベルにも

よるとはと思いますが、議論としては、十分ありうるということですね。大きな法改正も前提として、調査会の方向性として出すかということもあろうと思いますが、ほかにはいかがでしょう。

大橋委員

大橋ですが、よろしいでしょうか。

金井座長

はい。

大橋委員

比例代表はそうだと思いますが、大選挙区の場合でも、ある程度、政党化という問題に絡んでくるんだらうと思います。つまり、地方議会における政党化というのは、ある程度行われているのですが、それをさらに推進する方向というのを示しているような気がしますので、それについてどう考えるかということ整理しておく必要があるのではないかと思います。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。国の議論では小選挙区比例代表制並立制としての選挙区制というのは政党化に寄与するというような考え方があったわけですがけれども、県議会レベルは全体的に、現状の選挙区制度でも、つまり比例代表がなくても、小選挙区がなくても、政党化はしているんですが、それをさらに進めるべきかどうか、政党を中心とした県議会にすべきなのかというのは、一つ大きな論点だらうと思います。

一方でその比例代表は政党化ではなくて、先ほど谷口先生がおっしゃったように、多様な候補者をそろえやすくなるかもしれません。例えば、比例代表であれば、男女の候補者をうまくそろえるということが、立候補全体として考える政党本部または県連の考え方が人為的にあれば、可能となるかもしれない。これは必要条件でありまして十分条件ではないんですけども、政党化そのものよりは政党を通じた多様化なのでしょう。ただそれは政党がどういう考え方に立つのかということによるかもしれません。ちょっと比例代表的なるものを考えるのは、非常に大きな問題になるかと思いますがね。これをやっていくと、かなり大きな意見提出になると思いますが。原田先生いかがですか。以前、地域単一選挙区制（全県一区制）という議論もおっしゃってましたが。

原田委員

私は多様な代表を出すべきだという考え方で、しかも今後の人口減少、あるいは都市とそれ以外の地域での人口のアンバランスがますます激化することを考えますと、選挙区という区切りを採っている限り、いつまでも一票の較差の問題は出続けるだろ

うというふうに思いますので、思い切って法改正するのだったら、もう、全県一区にした方がいいだろうというのはそういう発想に基づいています。

それから、もちろん県議会議員が地域代表としての性格を現に持っているとか、地域と結びつきがあるということを否定するつもりは全然ないですけども、しかしその人口減少、あるいはアンバランスな人口減少ということを前提に考えた場合には、自分たちは全県民の代表であるということを制度的にも担保するような表現が必要になると思います。

もちろん今の三重県の議会基本条例にもそう書いてはありますけれど、しかしそれを制度的に担保するようなものとして、全県一区というのを考えた方がいいのではないかと、前から申し上げているということでもあります。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょう。

この点はですね、どの程度の法改正を目指すのかということに関する難しさはあると思います。

ただ、原田先生ご指摘のように選挙区制度というのは非常に脆弱な仕組みでありまして、人口が移動する度にもめ事を起こすのです。全県一区にしてしまえば1票の較差というのは絶対に生じないという意味で、少なくともその論点は、要は根本的に解消できると。

谷口先生がおっしゃった併用制とか並立制の場合は、いずれにせよ選挙区が残っちゃいますので問題はずっと起きると。それから大きな選挙区の場合には定数不均衡に比較的強いでしょう。人口移動が生じて、一人区とかに比べれば頑健である。ただ全県一区に比べれば弱いということになりますので、ただそれは適宜ちゃんと見直せばいいじゃないかという考え方もあろうかとは思いますが。この点は、やっぱりちょっと考え方として難しく、なかなかちょっと方向性を見いだすことは難しいかもしれません。地域代表といいますが、地域のまとまりを考えるとということと、やっぱり制度的に県民の代表であるということも確保しなきゃならないということですね。ここら辺ちょっと議論を深めていきたいと思います。

ただ、あまり衆議院の小選挙区と連動させるというのは、あまり皆さんの方からは、期待はなさそうだと。現行法では国政選挙区を区割りの時には考えていいよみたいな条文がありますが、あまり調査会の皆さんの方としては衆議院小選挙区を考慮に入れるというのはあまりお勧めではなさそうだと感じ、まとめていくことになろうかなあというふうに思いますが、いかがでしょう。

全県一区の場合も比例代表なのか、いわゆる単記制・非移譲式の普通の大選挙区なのか、などでかなり違いが出てくるということもあります。政党本位といいますが、政党を中心とする県議会をさらに強化するつもりなのかどうなのかという、こういう大きな論点も含めて、議論していただいた方がいいと思うんですが。

原田委員

今の座長のおっしゃった点ですが、私は、その県議会をさらに政党本位にすることにはあまり積極的ではなくて、代表という観点からすると、国の選挙区は基本的に政党で運営するという枠組みが既に出来上がっているわけで、市町村は市町村で、それを単位とした代表者が選ばれている、それに基づいて代表されているということだと思いますが、それとは別の代表のルートとして、全県一区ということを考えてみると、それは比例代表ではなくて、単記制あるいは候補者の連記制といった、あくまでも候補者を単位として代表する方法を増やしていく、そちらの方が多様性という点には資するのではないかというふうに考えております。以上です。

金井座長

はい、そうですね。政党で選ぶと、結局政党の公認権を握ってる人の言いなりになる可能性があるということがあって、それは表面的に多様な候補者を揃えたように見せても、実は多様性のない集まりになる可能性もあるので、必ずしもそれが本当に多様なのかどうかは、これ政党本部のないし県連のスタンスで左右されるのです。それならばむしろ人本位という考え方としてはありうるということです。全県一区があるということは、むしろ比例代表や政党本位ではないという議論もあるということです。

さらにいろいろ多様な意見が出てきているということで、これはちょっと難しいことかなと思います。現実的な法改正を考えると、むしろ、全国議長会の高橋委員のご意見もちょっと伺ってみたいと思うんですが、高橋委員はいかがですか。

高橋委員

高橋です。現実的な点では、先ほども申し上げましたけれども、一人区ということ解消する一つの法的な手段として、市と市の合区も自由にしていこうということ、そしてそれはもちろん飛び地みたいなものは極力避けるということで、やっぱり一定の地域のまとまりをふまえた上での複数人の選挙区をできるだけ多く設定していくという方向が法改正も踏まえながら、一応現実的な方向ではないかなと私は思っております。以上です。

金井座長

ありがとうございます。法改正提案する場合には、できる法改正なのか、もっと理想を目指す法改正なのか、いろいろあると思うのです。要するに現行法でできないことを目指すにしても、ちょっとの法改正で済むのか、大胆な法改正が必要なのかによってまた提言の質も変わってきますので、この法改正を基にした議論も何段階かに分かれそうだなというのが、今日の印象でありまして、ちょっと区分けが必要かもしれません。当面の法改正とより根本的な法改正とか、いろいろあるのではないかと思いますし、その時は政党化をどういうふうに考えるのか、あるいはむしろ政党化を進めないために人間本位の選挙をむしろ重視するのか、こういう議論があり得るとは思

います。法改正のレベルも区分けして議論していった方が良いかなと思います。

ということで 11 時 54 分になってしまいました。本来、今日は資料全部片付けたいと思いましたが、残念ながら力尽きて 2 ページ目で終わりということになっていますので、本日の調査はこの辺りで止めないとならないかなと思います。座長の進行があまり円滑でなかったのも、ここまでしか行かなかったんですが、それはお許しただければと思います。最後に事項書 2 の・・・(磯崎委員から発言) どうぞ。

磯崎委員

磯崎ですけどよろしいでしょうか。先ほどの県内 1 選挙区にするというアイデア、なるほどと思ったのですが、ただやっぱり現実的には一つは地域間でバランスある代表を出すということを考えると、また人口の多い都市部を地盤にする、それぞれの議員さんは実態としては、それぞれ地盤がおありになる、支持が地域的には偏在すると思いますので、そうすると人口の少ないところは、中々代表が出せないという問題が実態として繋がるんじゃないか、制度的にはそれが消えるように見えますけれども、実態としては地域間格差っていうのは出てくる、むしろ強まるのではないかと思います。

もちろん人口が少なければ今度、投票率を上げれば、絶対我々 1 人議員を出すぞ、ということで投票率が上がるっていう可能性はないことはないですが、一般的には人口密集地を活動の基盤とする議員が有利になってしまうのではないかと、この懸念があるのと県民が選ぶときに例えば、中規模市、中核市などは一つの選挙区ですけれども、選挙になると 40、50 の議席を 60、70 人が争うということで、誰に入れていいか分からない、その中には同じような会派、基本的考え方を同じにする人がたくさん出ているということになりますので、イメージ選挙になりがちじゃないか。そのような大選挙区特有の選びにくいっていう問題もあるのではないかと思います。

ただ選択肢としてあるということは私も否定しない、結構だと思うんですけども、その点だけちょっと申し上げておきたいと思います。

金井座長

はい。ありがとうございます。今の議論は実は次回以降、人口比例問題と関わるわけで選挙区に分けても人口比例原則を厳格に貫徹しますと結果的には人口の多いところの議員が多くなるということになりますので、そこも含めて議論をしていければと思います。それから選択肢の関係で言えばジャムの法則ではありませんけれども、選択肢が多くなりすぎると今度は選択できない。あまりに候補者が多いところでは逆に選択できない。だから名目的に競争はあったとしても、実質的な選択はないという可能性もありますので、そこら辺も含めて議論していければと思います。すいません。

それでは、事項書 2 のその他の方に移りたいと思いますが、次回の調査会の進め方などについてご協議をお願いします。次回の日程ですけれども、6 月 22 日月曜日、14 時から開催というふうに調整しておりますけれども、いかがでしょうか。よろし

いですか。ただ、6月22日段階で従来のように一同に会して行うのか、本日のようなWeb会議での開催になるのかについては、今後の新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮しながら検討する必要があるかと思えます。そこで座長にご一任いただければと思えますけれども、よろしいですか。

(委員から「よろしいです」との発声)

ありがとうございます。それでは次回の開催方法については座長に一任いただいたということで事務局と調整して正式には後日通知いたしますが、少なくとも時間帯については6月22日月曜日14時から2時間程度確保いただければと思えます。本日までいただいたご意見を基に骨子のたたき台のようなものを作成していきたいと思えますが、ただ、今日ちょっと資料1全部こなしきれなかったのも、骨子をどこまで出せるかということもあろうかと思えますが、できるだけ報告書をまとめるためには何とか骨子のようなものもできる範囲で作成したいと思えます。

そういう意味では、本当は次回の調査会では最終報告の項目出しやまとめ方について方向性を決めていきたいと思えますけれども、ちょっとどこまでできるかということでご協力いただければと思えます。

次回は人口減少・地方創生時代の県議会の在り方や役割という、もう一つの方向についても中間報告から踏み込んで方向性を示すような議論ができればなどは思っておりますが、まず、資料1の論点を片付けていかなければならないかなと思えます。各事項においても各自ご検討のほどよろしくお願ひしたいと思えます。本日ご協議いただく事項は以上となりますが、委員の方から何かございますでしょうか。よろしいですか。事務局から何かございますか。

事務局（袖岡政策法務監）

ございません。

金井座長

そうですか。よければ最後にちょっとカメラをオンにさせていただいて閉会ということにさせていただければと思えますので、皆さんの顔を確認して終わりにしたいと思えますが、学生ですとカメラをWeb繋いだままどっか行っちゃうってやつがいますからね。さすがに我々はそういうことはないと思うんですが、一応、顔を見てですね、閉会させていただければと思えますが、よろしいですか。

それでは以上で第6回の選挙区及び定数に関する在り方調査会を終了いたしたいと思えます。どうもお疲れ様でした。